所得税の税収は199

経税部だより

民主党政府の所得税改正

税理士 林 明

中断したままでしたが、ようやく再開されようとしている。 東日本大震災の影響で、震災前に予定されていました税制改正法案の議論が

> に対する低率分離課税も していく。この金融所得

大きく影響しているもの

バルに取引され、足が速

ないようである。

あらためて、民主党政権がめざす税制のなかで、今回所得税の改正の方向に

いて検証してみたいと思う。

所得税の現状

2010年には12・6兆 クに暫時逓減していき、 円とピーク時に比べて半 1年の26・7兆円をピー

減してしまった。 府内でも何らかの対策を 落ち込んでいることに政 において税収がこれだけ 財政難といわれる昨今

ろうか。

と考えるのは当然であ

な対策を考えているのだ 民主党政府はどのよう

金融資産の流動化や個人 融証券税制については、 課税』が理想ですが、金

今年度税制改正大綱 めます」

かんがみ、可能なところ る経済活性化の必要性に 金融資産の有効活用によ

ように述べている。 (基本的な考え方を次の **大綱の中で所得税につい**

2011年度税制改正

所得控除から税額控除・

へという改革を進めます。 給付付き税額控除・手当

また、所得税について

本来、全ての所得を

①給与所得控除の見直し いうことである。 があげられている。また ④配偶者控除の検討 ③成年扶養控除の見直し 体化に向けた取組みを進 から、金融所得課税の一 金融所得については現状 や所得控除の縮小、所得 付き税額控除の創設など 控除から税額控除、給付 能の回復、給与所得控除 ②退職所得課税の見直し が提案されていた。 え方から同じく大綱には として以下のようなもの (低率分離課税)維持と 三面する具体的改正項目 このような基本的な考 所得税の所得再分配機

これらのことについて

3 所得 の再分配

下しています。格差社会 財源調達機能が大きく低

略—所得再分配機能と

合算して課税する『総合

「所得税については、

に対応するためにも、累

税負担を求め、それによ は、高額な所得には低額 の所得格差がそのまま生 を保障していくための財 り集めた税金を国民に等 源にしていこうといもの な所得と比べより高率な 活格差にならないよう に た。これにより再分配前 しく最低限の文化的生活 所得の再分配というの 度で所得が1500万円 円の人の負担率は15%程 がる。合計所得100億 が増えるほど負担率は下 例して増えていくが、1 得が1億円までは所得税 本調査によれば、合計所 成20) 年分の申告所得標 負担率は所得の多さに比 億円を超えると逆に所得 国税庁の2008 (平

あるのだろう。 んが、その原因はどこに 制の所得の再分配機能が い負担率となっている。 弱いと言わざるを得ませ これでは現状の所得税

能等を回復するための改 えながら、所得再分配機 や就業構造の変化も踏ま 税については、雇用形態 進構造を基本とする所得

革を進める必要がありま

ばその内訳は勤労による 所得の比重は下がり、金 である。

得者に対して結果的に有

見直しはもとより、高所

そのため、税率構造の

の見直しなどによる課税 利になっている所得控除

、一スの拡大、さらには、

するものである。

の人とほとんど変わらな

融による所得の比重が増

一つには累進税率の問

超えるような所得になれ 題である。また1億円を

ことをいう。 た一定の控除額を差引く 収入や子どもの数、また が、そこから勤労による は負担した消費税に応じ 差引いて所得税がゼロ

を給付しようというもの 引ききれなかった控除額 と言えばそうはならず、 になって終わりになるか ただし諸外国の例では 率も金融所得に対する課

うとはしていない。 こに本格的に手をつけよ ンティブが下がり、経済 の活力が下がる。 行過ぎると労働のインセ 累進税率については、 しかし民主党政府はこ 食される、つまりよその と自国の課税ベースが浸 い所得に無理に課税する

課税に関しては、グロー また金融所得に対する のようである。

高額な所得に対する低い 課税には改正の目が向か 張られ、庶民には程遠い のが大方の政府内の議論 国に逃げていく、という このような議論に引っ

給付付き税額控除 所得控除の縮小と

税にも手をつけないで、

控除という制度が登場し みとして税制改正大綱で か、という命題への取組 回復つまりは低所得者へ 負担には目をつむる一方 控除から税額控除へさら は所得控除の縮小、所得 の所得の移転をどう図る で、所得の再分配機能の には新しく給付付き税額 高額な所得に対する税 いろいろな形態があり、 額控除と社会保障給付を 除額となっており、一定 セットにしたような制度 除額はない。 の所得を超える人には控 いしは所得に逆比例の控 は控除額に所得の制限な 一部の例外はあるが多く いわば所得制限付き税 子ども手当が所得控除

るが、これは給付付き税 制限を加えるということ の縮小とセットで導入さ ともいえる。 額控除の給付の一モデル が与野党で議論されてい れ、今手当の支給に所得 ろう。

的な生活を保障していく

では、国民の健康で文化

ないしは所

労奨励給 付

という国家の責任の放棄

ともとれる。

をないがしろにしたまま にし、他の社会保障制度 し、あとは市場原理任せ

少し紹介したいと思う。

控除という制度について

先にこの給付付き税額

所得に対して

税率を乗じ

給付付き税額控除とは

て所得税を一旦算出する

が、このような制度創設 検討してみたいと思う。 付金」の考え方について のための財源調達と「給 トにして提案されている 得控除の縮小、税額控除 額控除は前記のように所 への置き換えなどとセッ

違うのではないだろう

率は大幅に上昇するであ サラリーマンの税の負担 額ではなく、給与所得を うなると所得があまり高 うと考えられている。そ 税額控除をセットするこ などの所得控除を縮小 給与所得控除の縮小、ま 主たる所得とする平均的 た扶養控除や配偶者控除 とにより財源を生み出そ し、そこに所得制限付き

に、現金給付を優先して

できるだけ

次に、この給付付き税 うとしているといえる。 ら低所得者層への所得の 層への所得の移転を図ろ まかに低、中、高とわけ 中所得者層から低所得者 移転を図るのではなく、 たとして、高所得者層か 負担を求める所得層が つまり所得者層をおお

保障制度への関わりを、

保障制度として現在あ

は議論が分かれている。

国として直接的な社会

財源について、累進税 子ども手当というよう 政府は社会保障に関し 方についてだが、民主党 く、保育園の増設よりも 次に「給付金」の考え

が要請する生活費非課税 ることになり、憲法25条

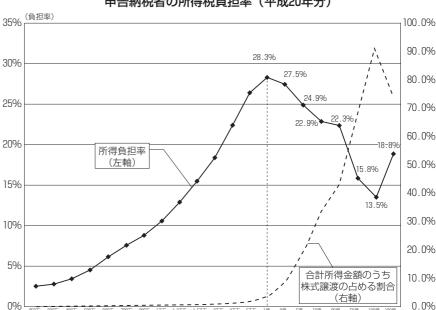
ものである

拠って立つ

ところが違う

能性が大きい。

申告納税者の所得税負担率(平成20年分)



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。 また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

名)などについて、社会 付金、生活支援給付金 ると思われる。 という考え方が根底にあ だといえる。 (これらは私の勝手な命 給付する所得制限付き り少なくしよう 一金、子育て給 得逆比例の動 上にあるもの 一税額控除もご 保険制度、 し、この 中でもその成果につい つかの国ではすでに実施 か検証が十分なされてい 差是正に役立つものなの が所得の再分配そして格 度 る されているが、研究者の るとは思えない。 アメリカをはじめいく 保育制度などと比較 生活保護制度、 「給付金」制度 最低賃金制

の考え方の

いるようだが、現金給付

給付付き

し一面国民の面倒を見て いるようだ。現金を給付

ば課税最低限が引き下が も大きな問題がある。 置き換えるということに 所得控除の縮小となれ 所得控除を税額控除に という、 革などと言われている 利の後退に が、税と社会保障はその 税と社会保障の一体改 いわば国民の権 につながる。 う結果になってしまう可 Q 障を組み合わせてしまう ことは費用ばかりかか 中途半端に税と社会保 成果はいま一つとい

内閣府 税制調査会専門家委員会 2010年10月会議資料から

(合計所得金額:円)